

勅令 三十八	一國勢調査施行令ヲ定ム	九月廿五日	二十七
照會	一改元アリタル場合ニ於テハ改元ノ日 ノ前日迄ノ事實ニ付テハ舊年號ヲ用 井新年號ハ改元ノ日以後ノ事實ニ付 之ヲ用ニ廻リテ稱フヘキモノニ非ス	十月三日	二十八
閣告 五	一官報廣告料ヲ改正ス	三月十八日	二十九

宮甲三

大正七年十月二十日

内閣書記官長

内閣書記官

米下

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

大藏大臣

海軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商大臣

別紙宮内大臣、合議ニ係ル皇室典範増補
件左案、通回答相成可然ト認ム

宮内大臣へ回答案

法制局

年月日

内閣総理大臣

宮内大臣宛

回答

大正七年十月二十四日官房調査秘第四
四號ヲ以テ皇室典範増補ノ件合議相
成候處内閣ニ於テハ異存無之候

大正七年十月二十五日

朕惟ヲニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ隨ヒ宜ヲ制
シ以テ國運ノ進展ニ順應スルハ皇考ノ宏謨ニ
シテ朕ノ率循スル所ナリ今ヤ皇家ノ成典ヲ増
廣スルノ要ヲ認メ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢
ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セ
シム

御名 御璽

大正 年 月 日

宮内大臣

内閣總理大臣
外務大臣
内務大臣
大藏大臣
陸軍大臣
海軍大臣
司法大臣
文部大臣

(六大)

農商務大臣
逓信大臣

宮内省

皇室典範増補

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

皇室典範
大正
貴族院
宮内省

秘

法御局宮

一

号一十月廿二

官房調査秘第四四號

大正七年十月二十四日

宮内大臣子爵波多野敬直



内閣總理大臣原敬殿

合議

曩ニ韓國併合ニ際シ榮班ヲ添定セラレ
候ニ付テハ皇室典範増補ノ必要有之
候様認メラレ別紙ノ通起案致候右ハ
皇家重大ノ法典ニシテ貴大臣及他ノ國

宮甲三

務各大臣ト俱ニ上奏致スヘキモノニ付御
意見至急御回示相成度

(六大)

秘

官房調査第三八號

大正七年九月二十三日

宮内大臣子爵波多野敬直



内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

照會

曩ニ合議濟ノ上奏聞ヲ經テ樞密顧問ニ諮
詢被為在候皇室裁判令案及王公家軌範
案ノ儀ハ都合ニ依リ一應撤回致度候間
御意見至急御回報相成度

宮内省